

令和7年度以降における多子世帯の授業料等無償化および 高等教育の修学支援新制度の学業要件について

1. 令和7年度からの多子世帯に対する大学の授業料減免について

令和7年度から多子世帯の学生に対して、大学の授業料及び入学金を国が定める一定の額まで所得制限なく無償化されることが予定されています。

この改正における支援内容等について文部科学省ホームページに公表されましたので、お知らせします。

令和7年度在学生及び新入学生の手続きの詳細は分かり次第、学生ポータルを通してお知らせします。

(令和7年4月上旬予定)

※多子世帯に該当しても定められた期間内に手続きを行わなかった場合は、多子世帯の支援は受けられません。

既に給付奨学生で多子世帯の要件に該当しても、令和6年度の適格認定で学力不振により奨学金が「廃止」「停止」条件に該当した場合は令和7年度からの支援を受けることが出来ません。

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！

開始時期	令和7年度～(入学生・在学生) ※令和6年度以前から在学している方も対象となります。	申込手続	令和7年度入学後各学校で
支援対象	子ども3人以上の世帯	所得制限	所得制限なし
減額支援	授業料70万・入学金26万 (私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援) ※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。施設支援ではなく、各学校の授業料等が削減されます。	学業要件	学修意欲があれば採用

チェック

◆ 子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、第1子から支援対象となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は

チェック

◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象



- 一定の要件を満たした学校(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が対象となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は

2. 令和7年度からの日本学生支援機構(JASSO)給付奨学金及び高等教育修学支援新制度の学業要件の変更について

高等教育の修学支援新制度では、大学への進学後に学生の十分な学修状況を見極める観点から、学修意欲とともに、学修成果についても一定の要件(学業要件)が課されます。

この学業要件について、令和6年度以前から在学している学生も含めて、令和7年度から新たな学業要件を適用します。

詳細は文部科学省ホームページをご確認ください。

高等教育の修学支援新制度：文部科学省